

## 基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務 落札者決定基準

## 1 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記2の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、本契約の内容に適合した履行を確保するため、価格以外の評価（企画評価）において一定の基準に達しない者は失格とし、落札者とししない。

## 2 総合評価の方法

## (1) 評価対象者

入札参加資格を有することが確認できた者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者を評価対象者とし、入札価格（以下「入札書記載金額」という。）並びに企画提案書及びプレゼンテーションに基づき総合評価点を付する。

ただし、次のいずれかに該当する者は失格とし、企画評価の対象とししない。

- ア 別に示す作成要領に基づいて作成されていることが認められない企画提案書を提出した者
- イ 別表「基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務 評価項目」に示す評価項目のうち、いずれかの項目の企画提案が全く記されていない企画提案書を提出した者
- ウ 仕様書の内容を遵守していないことが明白な企画提案書を提出した者
- エ 正当な理由なくプレゼンテーションに出席しなかった者

## (2) 評価分類及び配点

評価分類及び配点を次のとおりとする。

- ア 価格評価 300 点
- イ 企画評価 900 点

## (3) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、次の算定式により得た点数を付すものとする。

$$\text{総合評価点 (1,200 点)} = \text{価格評価点 (300 点)} + \text{企画評価点 (900 点)}$$

## (4) 価格評価

## ア 評価方法

評価対象者の入札書記載金額に応じて評価する。

## イ 価格評価点

次の算定式により価格評価点を付する。

$$\text{価格評価点}^{\ast 1} = 300 \text{ 点} \times (1 - \text{入札書記載金額} / \text{入札書比較価格}^{\ast 2})$$

※1：小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。

※2：予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（予定価格×100/110）

## (5) 企画評価

## ア 評価方法

企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションにより評価を行う。

提案内容に対する評価は、別表「基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務 評価項目」に示す評価項目に応じて、次表に掲げる評価区分により評価し、得点を付する。

提案内容に対する評価	評価区分	得点
要求水準を大きく上回り、特に優れた提案である。	A	配点×1.00
要求水準を上回り、標準より優れた提案である。	B	配点×0.75
要求水準に対して標準的な提案である。	C	配点×0.50
要求水準を下回り、標準より劣る提案である。	D	配点×0.25
要求水準を大きく下回り、特に劣る提案である。	E	0

イ 企画評価点

評価項目ごとに付された得点の合計を企画評価点とする。

ただし、企画評価点が360点を下回る者は失格とし、落札者とししない。

(6) 落札者となるべき同じ総合評価点の者が2者以上あるとき

企画評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、企画評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札書記載金額の低い者を落札者とし、なおもって入札書記載金額が同額である場合は、くじ引きにより落札者を決定する。